

令和5年度資格審査基準

建設業者の等級付けについては次のとおりとする。

1 対象業者

市内業者（福知山市内に本社、本店または支店、営業所を有する者）とする。

※資格有効期間は1年度とする。

2 等級

A1、A、B、Cの4区分とする。

3 等級付け

(1) 基準点の設定

すべての工事種別において、次の基準点を設ける。

注) 土木一式・建築一式については客観点（経審の業種別総合点）に主観点を加えた総合点で等級付けする。

その他の工事種別については、従来どおりとする。

| 工事種別 | A1 等級 | A 等級 | B 等級 | C 等級 |
|------|---------|---------|------|---------|
| 土木一式 | 870 点以上 | 770 点以上 | 中間点 | 570 点以下 |
| 建築一式 | 850 点以上 | 750 点以上 | 中間点 | 590 点以下 |
| 舗装 | - | 710 点以上 | 中間点 | 580 点以下 |
| 管 | - | 690 点以上 | 中間点 | 580 点以下 |
| 電気 | - | 740 点以上 | 中間点 | 580 点以下 |
| 水道施設 | - | 700 点以上 | 中間点 | 610 点以下 |
| その他 | - | 690 点以上 | 中間点 | 570 点以下 |

(2) その他

新規業者

新規申請年度を含む2年間は、最下位の等級に位置づける。3年目からは、該当ランクの等級に位置づける。**ただし、年度途中で市内に支店、営業所を開設した者は、翌年度から2年間は最下位の等級に位置づける。**